

# 南三陸町障がい者支援 ガイドブック



平成28年3月

# もくじ

児 .....児童  
身 .....身体障害者  
知 .....知的障害者  
精 .....精神障害者  
難 .....難病患者  
項目を明記しております。

## 1 障がいについての相談窓口

- (1) 南三陸町役場保健福祉課 .....1ページ
- (2) 南三陸町障害者地域活動支援センター .....1ページ
- (3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員 .....2ページ

[児・身・知・精・難]  
[児・身・知・精・難]  
[身・知]

## 2 障がい者の人権

- (1) 障害者虐待 .....3ページ
- (2) 成年後見制度 .....4ページ
- (3) まもりーぶ .....4ページ
- (4) 法テラス（日本司法支援センター） .....5ページ

[身・知・精・難]  
[身・知・精・難]  
[知・精]  
[児・身・知・精・難]

## 3 障害者手帳（身体・知的・精神）

- (1) 身体障害者手帳 .....6ページ
- (2) 療育手帳 .....6ページ
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 .....7ページ

[児・身]  
[児・知]  
[児・精]

## 4 就労支援等

- (1) ハローワーク気仙沼 .....8ページ
- (2) 障害者就業・生活支援センター「かなえ」 .....9ページ

[児・身・知・精・難]  
[児・身・知・精・難]

## 5 医療

- (1) 重度心身障害者医療費助成 .....10ページ
- (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療） .....10ページ
- (3) 自立支援医療（精神通院医療） .....11ページ
- (4) 難病医療費助成制度 .....12ページ
- (5) 小児慢性特定疾病医療費助成制度 .....12ページ
- (6) 後期高齢者医療 .....13ページ

[児・身・知]  
[児・身]  
[児・精]  
[児・難]  
[児]  
[身・知・精・難]

## 6 手当

- (1) 特別児童扶養手当 .....14ページ
- (2) 児童扶養手当 .....14ページ
- (3) 特別障害者手当・障害児福祉手当 .....15ページ

[児]  
[児]  
[児・身・知・精]

## 7 年金

- (1) 障害年金等 .....16ページ
- (2) 心身障害者扶養共済制度 .....16ページ

[身・知・精・難]  
[児・身・知・精]

## 8 助成・貸付

- (1) 難病等通院助成金 .....17ページ
- (2) 在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金 .....17ページ
- (3) 自動車運転免許取得補助金 .....18ページ
- (4) 自動車改造費補助金 .....18ページ
- (5) 生活福祉資金の貸付 .....19ページ

[児・難]  
[身]  
[身・知・精]  
[身]  
[児・身・知・精・難]

## 9 税の控除・減免等

- |                    |       |            |
|--------------------|-------|------------|
| (1) 所得税・相続税・住民税    | 20ページ | [児・身・知・精 ] |
| (2) 自動車税・自動車取得税の減免 | 20ページ | [児・身・知・精 ] |
| (3) 軽自動車税の減免       | 21ページ | [児・身・知・精 ] |

## 10 交通機関等の割引等

- |                            |       |            |
|----------------------------|-------|------------|
| (1) タクシー・ハイヤー料金の割引制度       | 22ページ | [ 身・知 ]    |
| (2) 有料道路の通行料金の割引           | 22ページ | [児・身・知 ]   |
| (3) バス・地下鉄運賃の割引            | 23ページ | [児・身・知・精 ] |
| (4) J R 運賃の割引              | 24ページ | [児・身・知 ]   |
| (5) 航空運賃の割引（12歳以上）         | 24ページ | [児・身・知 ]   |
| (6) 駐車禁止対象除外               | 25ページ | [児・身・知・精 ] |
| (7) NHK放送受信料の免除            | 25ページ | [児・身・知・精 ] |
| (8) 携帯電話基本料金の割引            | 26ページ | [ 身・知・精 ]  |
| (9) 聴覚・音声言語障害者用119番ファックス通報 | 26ページ | [ 身 ]      |

## 11 障がい福祉サービスの利用（入所・通所等）

- |              |       |             |
|--------------|-------|-------------|
| (1) 障害者介護給付等 | 27ページ | [ 身・知・精・難 ] |
| (2) 障害児通所給付等 | 28ページ | [児 ]        |

## 12 補装具などの支給

- |            |       |              |
|------------|-------|--------------|
| (1) 補装具    | 29ページ | [児・身 難 ]     |
| (2) 日常生活用具 | 30ページ | [児・身・知・精・難 ] |

## 13 地域生活支援事業

## 14 災害時要援護者登録制度（避難行動要支援者）

## 15 障がい者関係団体・事業者

- |               |       |              |
|---------------|-------|--------------|
| (1) 障害福祉関係機関  | 34ページ | [児・身・知・精・難 ] |
| (2) 県立の主な支援学校 | 36ページ | [児・身・知 ]     |

## 16 資料など

- |                          |       |              |
|--------------------------|-------|--------------|
| (1) 難病医療費助成制度（306疾患）     | 37ページ | [児 難 ]       |
| (2) 障害者総合支援法対象疾病（332疾患）  | 39ページ | [児 難 ]       |
| (3) 身体障害者障害程度等級表         | 41ページ | [児・身 ]       |
| (4) 障がい者（児）サービス事業所・施設等一覧 | 45ページ | [児・身・知・精・難 ] |

\*ガイドブック中「障害」の表現が「障害」「障がい」併記されております  
が国内においても表現が統一されておりません。そのため制度名等変更が  
できないものを除き一部「障がい」標記しています。

# 1 障がいについての相談窓口

## (1) 南三陸町役場保健福祉課

【児・身・知・精・難】

町民の障害福祉に係る全般の相談・手続きに対応し、情報提供はもとより、必要に応じ専門機関を紹介しております。

生活等に関する困りごとなど障がいのある方の身近な窓口として、障がいのある方、そのご家族の支援を行っております。

### 1 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者やその家族。



### 2 相談内容

- ①各種障害者手帳について
- ②障害福祉サービスについて（各種在宅サービス、施設入所、グループホーム等）
- ③補装具や日常生活用具の給付について
- ④各種医療・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）について
- ⑤その他日常生活において困っていること等
- ⑥各種健康相談、養育相談など

### 3 相談窓口

- ①手帳・各種制度・虐待等…保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）
- ②健康・養育等…健康増進係（☎0226-46-5113）

## (2) 南三陸町障害者地域活動支援センター

【児・身・知・精・難】

町内在住の障害者の方々を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的として開設しております。

障害福祉サービスの利用支援、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピア・カウンセリング）、介護相談、各種情報の提供等を行います。相談は無料です。

### 1 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者やその家族。



### 2 支援内容

- ①障害福祉サービスの利用支援（サービス情報の提供や利用の助言・利用申請の援助、介護の相談など。）

- ②社会資源を活用するための支援（障害者施設や作業所等紹介、福祉機器や情報機器の利用助言、コミュニケーションの支援、移動外出の支援、住宅改修の助言、生活情報の提供など。）
- ③社会生活力を高めるための支援（障害に対する理解を深めるための支援、家族関係や人間関係などの相談、身だしなみや健康管理の相談、家事や家庭管理の支援、交通移動手段の利用支援、趣味余暇活動の支援など。）
- ④専門機関の紹介（必要に応じ、障害者リハビリテーション支援センター、ハローワーク、医療機関等の専門機関を紹介いたします。）

### 3 相談窓口

南三陸町障害者地域活動支援センター

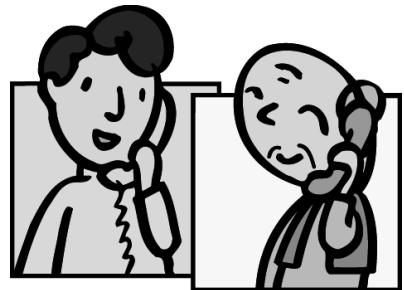
南三陸町志津川字沼田14-3

☎0226-29-6441

FAX 0226-29-6442

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※土、日曜日、祝祭日は休み。



### (3) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

【身・知】

身体障害及び知的障害のある方々の生活上の悩みや困りごとなどの相談に応じるためお住まいの地域に相談員を任命しております。

施設の利用や、教育、就労などお気軽にご相談ください。（相談は無料です。）

（平成28年3月現在）

相談内容	氏名	電話
身体障害	佐藤虎勝	0226-46-3146
	阿部幸子	0226-36-2637
知的障害	宮川弘子	080-5553-3308

#### ◎問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）



## 2 障がい者の人権

### (1) 障害者虐待

【身・知・精・難】

障害者への虐待は障害者への尊厳を害し、障害者の自立と社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要とされています。そのため、国では平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を定め障害者の方の人権擁護に努めています。

#### 1 障害者虐待の定義

- ①養護者による虐待…障害者の家族、親戚、同居人などによる虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による虐待…障害者福祉施設、障害福祉サービス事業などの業務に従事する方からの虐待
- ③使用者による虐待…障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者からの虐待

#### 2 虐待の種類

- ①身体的虐待…暴力や体罰、身体を縛る、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為など
- ②性的虐待…性的な行為やその強要をする行為
- ③心理的虐待…脅し、侮辱など言葉や態度、無視、嫌がらせなど精神的に苦痛を与える行為
- ④放棄・放任…食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや（ネグレクト）医療や教育を受けさせないなど、障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させるなどの行為
- ⑤経済的虐待…本人の同意なし（又はだます）に財産や年金、賃金を勝手に運用したり使用する又は本人が希望する金銭の使用を理由なく制限するなどの行為

#### 3 相談窓口

- ①「養護者による障害者虐待」と「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」  
保健福祉課社会福祉係（町障害者虐待防止センター）  
(☎0226-46-2601)
- ②「使用者（職場）による障害者虐待」  
保健福祉課社会福祉係（町障害者虐待防止センター）  
(☎0226-46-2601)  
宮城県障害者権利擁護センター  
(☎022-727-6101 9:00～17:00、休日夜間は留守番電話対応)



## (2) 成年後見制度

【身・知・精・難】

知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る（財産管理や契約代理など）援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

### 1 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。

### 2 法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。本人の判断能力に応じて後見・保佐・補助制度のいずれかが利用できます。

#### ①申立者

申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。  
その他に市区町村長が申し立てることもできます。

#### ②申立費用

申立てに必要な費用は、鑑定料を含め申立人が負担します。  
町が申立てを行った場合には、費用の全部又は一部を町が助成します。

#### ③鑑定

本人の判断能力を判定するために医師による鑑定を行う場合があり、鑑定料は受診者の状況によって異なります。

#### ④問合せ

仙台家庭裁判所気仙沼支部（☎0226-22-6626）  
南三陸町地域包括支援センター（☎0226-46-5588）

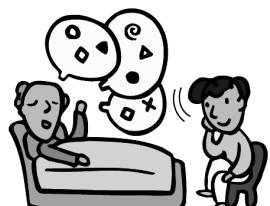
## (3) まもりーぶ（日常生活自立支援事業）

【知・精】

判断能力が不十分な方を対象に、地域の中で自立した生活が送れるように各種支援を行います。

### 1 対象者

知的障害者・精神障害者などの方



### 2 支援内容

- ①福祉サービスの利用援助…福祉サービス利用に伴う情報提供など
- ②日常的金銭管理…日常生活の範囲内の各種支払いなど（福祉サービス利用料・公共料金など）
- ③財産お預かり…定期預金証書、年金証書などの貸金庫でのお預かり

### 3 利用料金

基本料金…月額700円、サービス料金…300分500円、貸金庫利用者…月300円のほかサービス利用に係る交通費が必要に応じ加算されます。

### 4 申請窓口

- ①気仙沼・本吉地域福祉サポートセンター（気仙沼市社会福祉協議会）  
(☎0226-23-1182)
- ②南三陸町社会福祉協議会（☎0226-46-4516）

### (4) 法テラス（日本司法支援センター）

【児・身・知・精・難】

法テラスは、国により設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。特に「法テラス南三陸」は、東日本大震災に伴う被災地の法的支援の拠点として設立されています。具体的には、「借金」「離婚」「相続」「障害者の人権」「DV（ドメスティックバイオレンス）」などさまざまな法的なトラブルを抱え「だれに相談すればいいの？」「どんな解決方法があるの？」など、誰もが、いつでも、どこでも、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられる公的な相談援助機関（法務省所管）です。

### 1 対象者

「借金」「離婚」「相続」「障害者の人権」「DV」などの法的なトラブルなどでお困りの方

### 2 支援内容

- ①弁護士による無料法律相談
- ②専門家による無料相談

火曜日…社会福祉士、社会保険労務士、土地家屋調査士（隔週で、行政書士）

第2木曜日…女性相談員

金曜日…司法書士、税理士（隔週で、建築士）

### 3 利用料金

無 料

### 4 窓 口

法テラス南三陸（☎050-3383-0210）

なお、事前にご予約頂けるとお待たせせずに相談が受けられます  
ので事前の電話をお願いします。



# 3 障害者手帳（身体・知的・精神）

障害者手帳は、障害者の方々の自立と社会参加を促進するために県知事から交付されるもので、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があります。申請により手帳を取得することで、各種サービスの提供が受けられます。

## (1) 身体障害者手帳

【児・身】

### 1 対象者

身体に永続する機能障害がある方

(障がいの重い順に1級から7級の等級があり、手帳が交付されるのは1級から6級までに該当する方)

～障害の種類～ 詳しくは44ページの表をご確認ください。

視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語障害、そしゃく機能障害、肢体不自由  
(上肢・下肢・体幹)、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害

### 2 申請手続き

必要な書類等

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②診断書（決められた用紙に県の指定医が記入したもの）
- ③顔写真2枚（縦4センチ、横3センチ、1年以内に撮影したもの）
- ④印かん



※次のようなときは、手続きが必要です。

住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更及び再判定、新しい障害の追加、紛失・破損

### 3 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

## (2) 療育手帳

【児・知】

### 1 対象者

知的な障害があり、児童相談所またはリハビリテーション支援センターにおいて一定基準に該当すると判定された方

(申請後、判定審査を受けていただきます。また、交付後も定期的に障害程度の確認（再判定）があります。)

### ～知的障害の判定基準～

知的機能の障害発生時期…発達期（概ね18歳まで）にあらわれたことが確認されること  
知的機能…標準化された知能検査によって測定された結果、知能指数（IQ）が概ね70までのもの

日常生活能力…何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの

## 2 申請手続き

必要な書類等

- ①療育手帳交付申請書
- ②顔写真2枚（縦4センチ、横3センチ、上半身、無帽、1年以内に撮影したもの）
- ③印かん

※次のようなときは、手続きが必要です。

本人及び保護者の住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更及び再判定、紛失・破損

## 3 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

【児・精】

## 1 対象者

精神疾患のある方で、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活が制限される方。1級から3級までの等級があります。

## 2 申請手続き

必要な書類等

- ①申請書
- ②診断書（初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの）、または障害年金証書及び支払通知書
- ③顔写真1枚（縦4センチ、横3センチ、上半身、無帽、1年以内に撮影したもの）
- ④印鑑

※次のようなときは、手続きが必要です。

更新時、住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更、紛失・破損

## 3 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）



# 4 就労支援等

障がいのある方を対象にハローワークなどで専門の職員が求職の申し込みから就職後のアフターケアまで相談に応じています。

## (1) ハローワーク気仙沼

【児・身・知・精・難】

ハローワークでは障がいのある方を対象に専門の職員を配置し、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導などを行っています。障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。

### 1 対象者

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病などで長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方。手帳の有無は問いませんが手帳を所持している方は相談時にお持ちください。



### 2 支援内容

#### ①就職に向けた準備支援

- ・仕事の探し方や履歴書の書き方など仕事に関するさまざまな相談に応じます。
- ・職業能力や仕事の適性を把握するため、必要に応じて専門機関「地域障害者職業センター」による職業評価（無料）をご案内します。
- ・就職のために新たな技能を身につけたい方に「職業訓練」をあっせんします。

#### ②就職のあっせん

- ・ご希望に応じ採用面接に同行します。

#### ③就職後の支援

- ・就職した後も就労支援機関等とともに電話や訪問を通じて継続的な支援を行います。

### 3 相談場所

ハローワーク気仙沼

気仙沼市東新城 1-7-1

☎0226-41-6720

※お待たせすることがありますので事前に電話にて予約をお願いします。



## (2) 障害者就業・生活支援センター「かなえ」

【見・身・知・精・難】

専門の支援員が、「働きたい」「働いているけど職場での悩みを抱えている」「自立して生活したい」などの悩みをお持ちの障がいのある方のため、就業およびそれに伴う日常生活上の支援を行います。

また、障害をお持ちの方を採用する予定がある又は採用している事業所からの各種相談にも応じます。

### 1 対象者

気仙沼市・南三陸町にお住まいの障害をお持ちの方で、就労およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする方

### 2 支援内容

#### ①就業面での支援

- ・就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ・就職活動の支援
- ・職場定着に向けた支援
- ・個々の障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ・関係機関との連絡調整

#### ②生活面での支援

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整



### 3 相談場所

障害者就業・生活支援センター「かなえ」

気仙沼市神山5-3

☎0226-24-5162

FAX 0226-24-5169

Eメールアドレス : senshin-shien03@ever.ocn.ne.jp

時間 月曜～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

土曜日/予約制 日曜日/休み ※祝祭日は休みとなります。

※ 1. 月1回南三陸町障害者地域活動支援センターにおいて巡回相談を行っています。（予約制）

2. 家庭訪問も可能です。

3. 利用料は無料ですが、施設利用や余暇活動等で自己負担が発生する場合があります。



# 5 医 療

## (1) 重度心身障害者医療費助成

【児・身・知】

重度の障害がある方が保険適用で医療を受けた場合の一部を公費負担する制度です。

ただし、生活保護を受けている世帯、心身障害者本人及び保護者、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上であるときには、助成が受けられない場合があります。

### 1 対象者

- ①身体障害者手帳1級～2級および内部障害3級の方
- ②療育手帳「A」判定の方
- ③特別児童扶養手当1級の方

### 2 申請手続き

必要な書類等

- ①身体障害者手帳または療育手帳または特別児童扶養手当証書
- ②健康保険証
- ③印鑑
- ④振込みを希望する預金通帳

※次のような場合は、手続きが必要です。

住所・氏名の変更、本人の死亡、障害程度の変更、紛失・破損、加入保険の変更・転出



### 3 申請窓口

町民税務課医療給付係（☎0226-46-1373内線 301・302）

## (2) 自立支援医療（更生医療・育成医療）

【児・身】

身体の障害を除去・軽減及び機能の回復など、日常生活を容易にするために必要な手術等について医療費の一部を助成する制度です。

### 1 対象者

- ①更生医療：18歳以上の身体障害者手帳所持者
- ②育成医療：18歳未満で、身体に障害を持つ児童、又はり患している疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童（身体障害者手帳の交付を受けていない児童も含みます。）

### 2 申請手続き

必要な書類等

- ①申請書

- ②健康保険証または生活保護受給者証
- ③医師の意見書・診断書
- ④身体障害者手帳（更生医療のみ）
- ⑤印鑑

### 3 対象医療の例

- ①肢体不自由……………関節を動かせるようにする関節置換術や関節形成術など
- ②目（視覚）……………先天性緑内障や角膜汚濁による視力低下を防ぐ手術など
- ③耳（聴覚）……………耳奇形や狭窄、閉鎖に対する形成手術など
- ④音声・言語・そしゃく……………口蓋裂等に対する形成術など
- ⑤心臓……………心房中核欠損症や僧帽弁狭窄に対する手術など
- ⑥じん臓……………人工透析療法やじん臓移植術後の抗免疫療法など
- ⑦小腸……………小腸切除手術等によって行われる中心静脈栄養療法など
- ⑧肝臓……………肝臓移植後の抗免疫療法など
- ⑨免疫……………抗HIV療法など

### 4 自己負担額

原則1割負担ですが、世帯の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

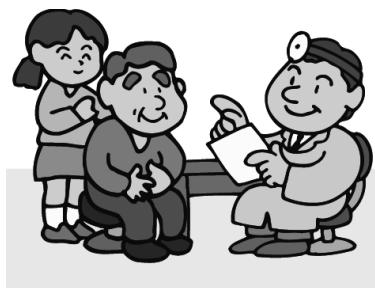
### 5 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

#### (3) 自立支援医療（精神通院医療）

【児・精】

精神の治療のために指定医療機関に通院し、継続してその治療を受ける場合に、その医療費の一部を公費負担するものです。有効期間は最長1年で、有効期間の終了日の3ヶ月前から更新手続きができます。



#### 1 対象者

精神疾患で外来治療を受けている方（てんかんを含む）

#### 2 申請手続き

必要な書類等

- ①申請書
- ②自立支援医療（精神通院）診断書（2年に1度提出が必要です）
- ③健康保険証または生活保護受給者証
- ④年金（障害年金・恩給等）を受給されている方は前年の受給額を証明するもの
- ⑤印鑑

### 3 自己負担額

原則1割負担ですが、世帯の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

### 4 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

#### (4) 難病医療費助成制度

【児・難】

県内にお住まいで、国が定める対象疾病（指定難病）に罹患し、認定基準を満たしていると認定された方には、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します。

##### 1 対象疾病（主な疾病、詳しくは40ページの表をご確認ください。）

- 1 潰瘍性大腸炎、2 パーキンソン病、3 シェーグレン症候群、4 全身性エリテマトーデス、5 クローン病、6 後縦靭帯骨化症、7 IgA腎症、8 多発性嚢胞腎、9 全身性強皮症、10 網膜色素変性症、11 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）、12 特発性拡張型心筋症、13 特発性血小板減少性紫斑病、14 サルコイドーシス、15 原発性胆汁性肝硬変、16 重症筋無力症、17 皮膚筋炎／多発性筋炎、18 ベーチェット病、19 多発性硬化症／視神経脊髄炎、20 特発性大腿骨頭壊死症 他

### 2 申請手続き

病院で上記疾病と診断された場合は、必要書類を保健所に申請し、認定を受ける必要があります。

### 3 問合せ先

宮城県気仙沼保健所 疾病対策班（☎0226-22-6662）

#### (5) 小児慢性疾患治療研究事業

【児】

県内にお住まいの18歳未満の児童等で、国が定める対象疾病（小児慢性特定疾病）に罹患し、認定基準を満たしていると認定された方には、その治療に係る医療費等の一部を公費で負担します。

##### 1 対象疾患

- 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患

## 2 申請手続き

病院で上記疾病と診断された場合は、必要書類を保健所に申請し、認定を受ける必要があります。

## 3 問合せ先

宮城県気仙沼保健所 疾病対策班（☎0226-22-6662）

### (6) 後期高齢者医療

【身・知・精・難】

通常75歳以上の方が加入する医療保険制度に65歳以上75歳未満の身体障害者手帳1～3級（一部の4級の方も認められます。）、療育手帳「A」及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所有する方で後期高齢者医療に加入を希望する方

#### 1 対象者

65歳以上75歳未満の身体障害者手帳1～3級（一部の4級の方も認められます。）、療育手帳「A」及び精神障害者保健福祉手帳1・2級を所有する方

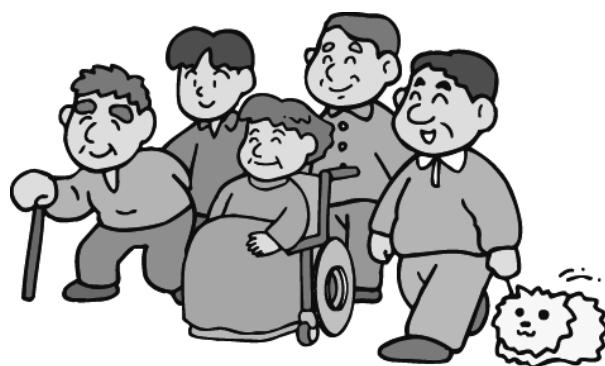


#### 2 医療費の自己負担割合

- ①一般・低所得世帯…1割
- ②現役並み所得世帯…3割

#### 3 問合せ先

町民税務課医療給付係（☎0226-46-1373 内線301・302）



# 6 手 当

## (1) 特別児童扶養手当

【児】

特別児童扶養手当は、心身に障害を持つ児童の福祉の増進を図ることを目的として、20歳未満の心身障害児を扶養している方に支給するものです。

ただし、施設入所している場合や扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給されません。

### 1 対象者

- ①身体障害者手帳1級・2級を所持（3級・4級の一部を含む）する児童を扶養している方
- ②療育手帳「A」を所持（「B」の一部を含む）する児童を扶養している方
- ③その他、①、②と同等程度の障害の児童を扶養している方



### 2 手当の金額（平成28年4月現在）

1級 月額51,500円 ・ 2級 月額34,300円

### 3 申請窓口

保健福祉課こども家庭係（☎0226-46-1402）

## (2) 児童扶養手当

【児】

（障害がある方に関する部分の抜粋）

18歳以下の児童を養育する方で障害がある場合に児童扶養手当が支給されます。

### 1 対象者

18歳以下の児童を養育する父又は母であって、障害者手帳3級程度以上の障害を有する方。

### 2 手当の金額（平成28年4月現在）

月額42,330円（養育する児童が1人の場合）

※所得に応じて、上記月額より減額となります。

※養育する児童の人数により加算されます。



### 3 申請窓口

保健福祉課こども家庭係（☎0226-46-1402）

### (3) 特別障害者手当・障害児福祉手当

【児・身・知・精】

障害のある方々に対する所得保障の一環として、著しく重度の障害により生じる精神的・物質的な負担を軽減し、自立生活の基盤を確立するため、次の手当が支給されます。

ただし、本人及び扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給されません。

#### 1 対象者

##### ①特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

※受給者が、障害者支援施設等に入所しているとき、病院又は診療所に3か月を越えて入院したときは、手当は受給できません。

##### ②障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

※受給者が、障害児入所施設等に入所しているとき、障害を事由とする年金等を受けることができるときは、手当は受給できません。

#### 2 手当の金額（平成28年4月現在）

①特別障害者手当 月額26,830円

②障害児福祉手当 月額14,600円



#### 3 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

# 7年金

## (1) 障害年金等

【身・知・精・難】

### 1 障害基礎年金（国民年金）

障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）が、国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満であった人で、障害認定日に障害の程度が1級または2級の状態に該当し、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。

20歳前に初診がある傷病で、20歳に達したときに障害の程度が1級または2級の状態であれば障害年金が支給されます。

※障害の程度の「1級・2級」とは障害年金の等級です。身体障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

問合せ先 町民税務課戸籍住民係（☎0226-46-1373 内線303・304）

### 2 障害厚生年金

厚生年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となり、障害認定日に障害の程度が1級～3級に該当し、一定の納付要件を満たしているときに支給されます。

問合せ先 石巻年金事務所 お客様相談室（☎0225-22-5118）

### 3 障害共済年金

共済年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となった方が対象です。

受給要件は共済組合ごとに内容が異なるので、各共済組合または勤務先にお問い合わせください。

## (2) 心身障害者扶養共済制度

【児・身・知・精】

心身障害者の保護者が生存中に一定額の掛け金を納付することにより、保護者が万一死亡または重度の障害者になったときに、残された障害者に一定額の年金が支給される制度です。

### 1 加入資格

保護者が

- ①年齢が65歳未満であること
- ②生命保険に加入できる健康な方
- ③療育手帳A・B、身体障害者手帳1級～3級を交付されている人
- ④精神または身体に永続的な障害のある人で、③と同程度の障害と認められる人

### 2 年 金 額

月額 1口 20,000円

### 3 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）



# 8 助成・貸付

## (1) 難病等通院助成金

【児・難】

じん臓疾患により人工透析が必要な方及び難病のため定期的な治療が必要な方に対し、通院に要する経済的負担の軽減を図るため助成金を支給します。ただし、前年の所得税が課税されている方は、助成を受けられません。



### 1 対象者

- ①じん臓機能障害(人工透析患者)
- ②特定疾患治療研究事業に該当する患者
- ③小児慢性特定疾患治療研究事業に該当する患者
- ④先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に該当する患者

### 2 助成額

通院医療機関の所在区分	1月あたりの通院回数	助成額（月額）
町内	4回以上	2,000円
町外	2～4回	2,000円
	5～8回	3,000円
	9回以上	4,000円

### 3 申請手続き

助成を受けるに場合には、資格登録申請が必要となり、その後、通院実績報告に合わせた支給申請が必要となります。

必要な書類

- ①申請書 ②身体障害者手帳 ③受給者証 ④持病の名称等が確認できる書類

### 4 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

## (2) 在宅酸素療法酸素濃縮器利用助成金

【身】

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者で酸素濃縮器の使用する場合に使用に際する電気料金相当の助成を支給します。

### 1 対象者

町内に住所を有する呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を有する方で、医師の指示により在宅酸素療法を行っている方。

### 2 申請手続き

必要な書類等

- ①申請書

- ②身体障害者手帳
- ③酸素濃縮器使用証明書
- ④印鑑
- ⑤通帳

### 3 助成金額

使用する酸素濃縮器の能力により算出されます。  
月額440円～4,790円【平成25年10月現在】



### 4 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

#### (3) 自動車運転免許取得補助金

【身・知】

障害者の方の就労や、社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。免許を取得した日の翌日から起算して30日以内に申請が必要です。

### 1 対象者

身体・知的いずれかの障害を持ち、免許の取得により社会参加が見込まれる方（所得税非課税世帯に限ります。）

### 2 助成金額

免許取得に要する費用の2／3（ただし100,000円を上限とします）

### 3 申請手続き

必要な書類等

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- ②住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
- ③自動車運転免許を取得した旨が表示された運転免許証の写し
- ④自動車運転免許の取得に要した費用の支払を証明する書類



### 4 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601 内線222・223）

#### (4) 自動車改造費補助金

【身】

就労、通院等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操作及び、駆動装置等の改造に要する経費に對して助成します。

### 1 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている、上肢、下肢または体幹機能の障害等級が1～3級の方（所得制限があり対象とならない場合があります。）

## 2 助成金額

改造に要する費用の2／3（ただし100,000円を上限とします）

## 3 申請手続き

必要な書類等

- ①就労等計画書、自動車改造計画書及び収支予算書
- ②身体障害者手帳及び自動車運転免許証の写し
- ③改造を行う業者の見積書（改造箇所及び経費を明らかにしたもの）
- ④改造箇所の図面
- ⑤申請者の住民票（世帯全員分）
- ⑥前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得限度額を超えないことを確認できる書類

## 4 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

### （5）生活福祉資金の貸付

【児・身・知・精・難】

生活福祉資金貸付制度は、収入の少ない世帯、障がいのある方が属する世帯、高齢者が同居する世帯に対し資金の貸付けと必要な相談を行い、その世帯の生活の安定と経済的な自立を目的とした社会参加の促進を図る貸付制度です。

## 1 対象世帯

- ①低所得世帯
- ②障害者世帯
- ③高齢者世帯



## 2 申請手続き

申込必要書類（全資金共通）この他に各資金によって

- ①記載事項が省略されていない世帯全員の住民票
- ②借入申込者の本人確認ができる書類（運転免許証等）の写し
- ③借入申込世帯の収入が明らかになる書類（源泉徴収票、確定申告書、通年分の給与証明書、年金振込通知書等）の写し

## 3 問合せ先

お住まい地区の民生委員を通じ、社会福祉協議会に相談、申込みください。

南三陸町社会福祉協議会（☎0226-46-4516）

# 9 税の控除・減免等

## (1) 所得税・相続税・住民税

【児・身・知・精】

本人・配偶者等扶養親族が障害者の場合、所得税・住民税等の控除が受けられます。

税の種類	控除等の項目	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
所得税関係	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級
	心身障害者扶養共済の所得控除	1～6級	A・B	—
住民税関係	課税非課税(所得125万円以下)	1～6級	A・B	1～3級
	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級
	同居特別障害者扶養控除	1～2級	A	1級
相続税関係	特別障害者控除	1～2級	A	1級
	障害者控除	3～6級	B	2～3級

### 1 問合せ先

所得税・相続税関係 気仙沼税務署 (☎0226-22-6780)

住民税関係 町民税務課税務係 (☎0226-46-1372 内線403・405)

## (2) 自動車税・自動車取得税の減免

【児・身・知・精】

障害者手帳を所持し、一定の要件に該当する方は自動車税・自動車取得税の減免を受けられます。

### 1 対象者

障害手帳・障害区分		障害等級
身体障害者手帳	視覚障害	1～4級
	聴覚障害	2～3級
	平衡機能障害	3級
	音声・言語機能障害	3級
	上肢障害	1～2級
	下肢障害 ※1	1～3級
	体幹障害 ※2	1～3級
	内部機能障害(心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸機能・小腸機能・肝臓機能・免疫機能)	1～3級
療育手帳		A
精神障害者保健福祉手帳		1級



ただし、本人が運転する場合は、※1 4～6級の方、※2 5級の方も対象となります。

※二つ以上の障害が重複する場合の障害の級については、身体障害者手帳に記載された総合の級の判定となります。

## 2 対象となる自動車

- ①上記対象者が所有する自動車。
- ②身体障害者が18歳未満・知的障害者・精神障害者の場合 対象者と同居し生計同一家族が所有し、専ら障害者の通院・通学・通所・生業のために利用される自動車も対象となります。  
※自動車税と軽自動車税の減免は合せて1台のみ対象となります。

## 3 運転者

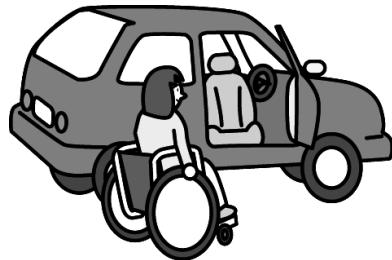
- ①対象者本人
- ②対象者と同居の生計同一家族及び障害者のみの世帯を介護する常時介護者  
※生計同一証明が必要な方は、必要書類を持参のうえ、町役場保健福祉課窓口へご相談ください。

## 4 申請期間

自動車税 4月1日から納期限7日前まで（申請が期間外となった場合は、月割り減免等となります。）  
自動車取得税 期間・申請方法等は県税事務所に問合せして確認してください。

## 5 減免額

- ①自動車税 自動車の種類、申請時期より異なります。
- ②自動車取得税 減免上限額があります。



## 6 問合せ先

宮城県気仙沼県税事務所（☎0226-24-2121）  
宮城県東部県税事務所登米地域事務所（☎0220-22-6111）

### (3) 軽自動車税の減免

【児・身・知・精】

障害者手帳を所持し、一定の要件に該当する方は軽自動車税の減免を受けられます。

## 1 対象者

自動車税・自動車取得税と同様です。

## 2 対象となる自動車

自動車税・自動車取得税と同様です。

## 3 運転者

自動車税・自動車取得税と同様です。

## 4 申請期間

納付書到着後、納期限7日前まで



## 5 必要書類

- ①障害者手帳 ②運転する方の運転免許証 ③自動車検査証 ・印かん ・納付書

## 6 問合せ先

町民税務課税務係（☎0226-46-1372 内線403・405）

# 10 交通機関等の割引等

## (1) タクシー・ハイヤー料金の割引制度

【身・知】

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、運転者に手帳を提示してください。タクシー料金が1割引になります。この割引制度はタクシー会社が独自に行っているサービスです。乗車時に割引制度について、ご確認ください。

### 1 問合せ先

詳しくは各タクシー会社にお問合せください。

## (2) 有料道路の通行料金の割引

【児・身・知】

身体障害者の方が自ら自動車を運転する場合、若しくは介護を必要とする障害者の方が乗車し介護者が運転する場合は、有料道路の通行料金が割引になります。

### 1 対象者

- ①本人運転の場合…身体障害者手帳所持者
- ②介護者が運転の場合…身体障害者手帳（旅客運賃割引種別1種）及び療育手帳判定「A」の方の介護者

### 2 対象自動車の範囲

- ①乗用車（定員10人以下）
- ②貨物車（定員4人以上10人以下、最大積載量500kg以下）
- ③2輪自動車（排気量125CCを超えるもの）
- ④特殊車両も対象になるものがあります。但し、営業用、軽トラック、代車等は対象外

### 3 車両所有者

- ①本人が運転する場合  
本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
- ②本人以外が運転し、障害者本人が同乗する場合  
①のほか、障害者本人を継続して日常的に介護している方。  
※個人名義の車両に限られます。



### 4 割引率

半額（50%）

## 5 有効期間

申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで（更新申請は有効期間満了の2ヶ月前から受け付けています。）

## 6 申 請

必要書類等（※印は、ETCを利用されるときに限り必要）

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②自動車検査証
- ③運転免許証（本人が運転する場合）
- ④リース契約書または割賦契約書（長期リースまたは割賦購入による自動車が対象の場合）
- ⑤利用するETCカード（障害者本人名義のものに限る）
- ⑥ETC車載器セットアップ証明書など、車載器の管理番号が記載されているもの

※⑤と⑥は、ETCを利用されるときに限り必要

## 7 申請窓口

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

### (3) バス・地下鉄運賃の割引

【児・身・知・精】

障害者手帳をお持ちの方が利用する場合、手帳を提示することにより料金の割引を受けられます。料金を支払う際、手帳を提示して割引を受けてください。

対象となる乗車券の種類、路線等詳しい割引の条件は各会社にお問い合わせください。

## 1 対象者

- ①第1種身体障害者及び療育手帳「A」判定の方 本人及び介護者1名
- ②第2種身体障害者及び療育手帳「B」判定の方 本人
- ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 本人（写真の貼付のない手帳は、割引の対象外です。）

## 2 割引率

半額（50%）

## 3 問合せ先

各バス会社、地下鉄駅で確認してください。



## (4) JR運賃の割引

【児・身・知】

利用の際は、販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示して割引乗車券を購入してください。  
第1種の方（第1種身体障害者・療育手帳「A」の所持者）は自動券売機で小児乗車券を購入することによる利用もできます。

区分	割引乗車券	割引率	取扱区間
第1種身体障害者・療育手帳「A」の所持者（介護者の割引有り）	○普通乗車券 ●定期券（小児除く） ●回数券 ●急行券	5割	各駅相互間（単独で乗車する場合には、片道100kmを超える区間に限ります。） ●印は介護者と共に乗車する場合にのみ発行されます。
第2種身体障害者・療育手帳「B」の所持者	○普通乗車券	5割	各駅相互間（片道100kmを超える区間に限ります。）
12歳未満の第2種身体障害者・療育手帳「B」の所持者介護者付添い	○定期券 ※介護者のみ	5割	各駅相互間

### 1 問合せ先

JR各駅、みどりの窓口等で確認してください。

## (5) 航空運賃の割引（12歳以上）

【児・身・知】

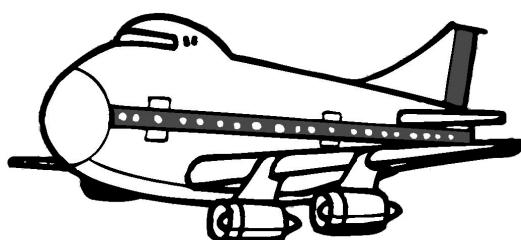
身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより航空運賃が割引になります。ただし、割引内容は、航空会社や路線によって異なりますので、詳しくは利用される航空各社へ直接お問い合わせください。

### 1 対象者

- ①第1種身体障害者及び療育手帳「A」判定の方 本人及び介護者1名
- ②第2種身体障害者及び療育手帳「B」判定の方 本人

### 2 申請窓口

各航空会社



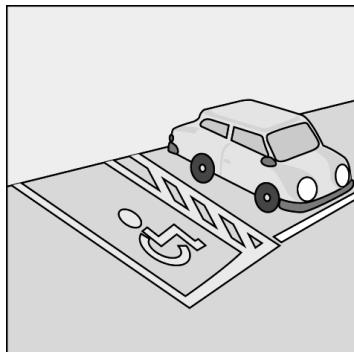
## (6) 駐車禁止対象除外

【児・身・知・精】

障害者の車への乗降の配慮を目的に駐車禁止規制の対象から除外の標章が宮城県公安員会より交付が受けられます。

### 1 対象者

- ①身体障害（障害内容は、警察署で確認してください。）
- ②療育手帳「A」
- ③精神障害者保健福祉手帳 1級



### 2 規制除外区域

詳しくは警察署で確認してください。

### 3 問合せ先

宮城県警南三陸警察署（☎0226-46-3131）

## (7) NHK放送受信料の免除

【児・身・知・精】

障害者世帯の状況により放送受信料の免除が受けられます。

### 1 免除内容

- ①全額免除…身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方がいる世帯で、世帯員全員が住民税が非課税となっている場合
- ②半額免除…上記全額免除以外で視覚障害、聴覚障害又は身体障害者手帳障害等級1～2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳障害等級1級の方が世帯主となっている場合

### 2 申請方法

保健福祉課窓口で所定の申請用紙に記入、障害者手帳、印鑑

（申請の1年以内に南三陸町に転入された場合は前住所地の非課税証明が必要となる場合があります。）

### 3 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

NHKふれあいセンター

☎0570-077077（ナビダイヤル）

050-3786-5003



## (8) 携帯電話基本料金の割引

【身・知・精】

障害者本人が契約者となっているNTTドコモ、au、ソフトバンク、ウィルコムの携帯電話の基本料金が割引できます。【平成28年3月現在】

### 1 対象者

- ①次のいずれかに該当する方が契約者になっている場合  
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ②携帯電話事業者によっては下記の方が契約者になっている場合も該当となります。  
特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証のいずれかの交付を受けている方

### 2 問合せ先

各携帯電話会社の取扱店で確認してください。

## (9) 聴覚・音声言語障害者用 119番ファックス通報 【身】

火災・救急の際に、電話での通話ができない方でも、ファックスで119番通報ができるサービスです。

### 1 通報のしかた

- ①専用ファックス用紙に必要事項を記入後、119番に送信します。
- ②消防本部より受信したことの確認のファックスが返信されます。
- ③火災・救急等の状況に応じ、対応がとられます。

### 2 専用ファックス用紙の配布箇所

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

### 3 問合せ先

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 （☎0226-22-6688 FAX22-0119）



# 11 障がい福祉サービスの利用（入所・通所等）

障害がある方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方は、障害の種類や程度に応じて、以下の福祉サービスを利用することができます。

## (1) 障害者介護給付等

【身・知・精・難】

介 護  給 付	訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由の方で常時介護を必要とする場合、自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に受けることができます。
		行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を受けるものです。
		同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方が外出する際、同行して移動に必要な情報の提供・移動の援護等を行います。
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人は、居宅介護等複数のサービスを包括的に受けることができます。
訓練 等 給 付	日中活動系 サービス系	生活介護	常に介護を必要とする方が、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを受けたり、創造的活動などの機会が提供されます。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をする方が病気の場合などに、短期間、施設に宿泊して入浴、排せつ、食事などの介護サービスを受けることができます。
	療養介護		医療と常時介護を必要とする方は、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介護サービスを受けることができます。
	サービス系	施設入所支援	施設に入所する方が、夜間や休日、入浴、排せつ、食事などの介護サービスを受けることができます。
	日中活動系 サービス系	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活・社会生活を送ることを目的として、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
		就労移行支援	一般企業への就労を希望する方は、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
		就労移行支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方は、就労しながら知識・能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
サービス系	サービス系	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を受けることができます。
地域移行支援		障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。	
地域定着支援		入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。	
計画相談支援		支給決定時のサービス等利用計画案を作成し、支給決定後のサービス等の利用状況についての検証を行い計画の見直し（モニタリング）やサービス事業所等との連絡調整を行います。	

## (2) 障害児通所給付等

【児】

児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います

### 1 対象者

障害がある方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方



### 2 申請手続き

申請に必要なもの

①障害の内容が確認できるもの（次のいずれか）

- 1) 各種障害者手帳
  - ・身体障害者手帳
  - ・療育手帳
  - ・精神障害者福祉手帳
- 2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証
- 3) 精神障害者による障害年金受給がわかる書類
- 4) 精神障害者の内容がわかる診断書

②介護給付費等支給申請書

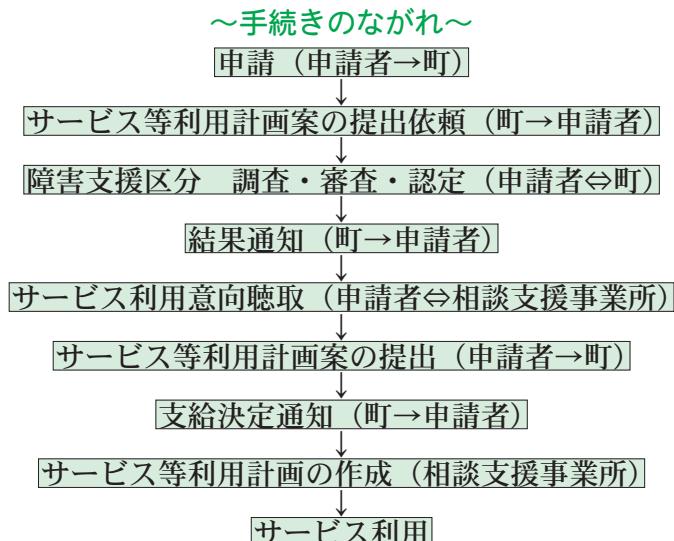
③市町村民税等調査同意書

④市町村民税非課税証明書または課税証明書（南三陸町に住所がなかった場合）

⑤収入額

※介護給付のサービスを利用する際には、認定審査会での認定が必要になります。そのため、調査や認定等に時間がかかることがありますので、ご了承ください。

※自己負担額は原則として、サービス利用料の一割を自己負担することとなっています（世帯の課税状況等に応じて上限月額が設定されます）。



### 3 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

# 12 補装具などの支給

身体の失われた部分や思うように動かすことができない障害の部分を補って、日常生活を容易にするため身体障害者手帳の交付を受けている方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方を対象に、障害の種類に応じて補装具の購入費及び修理の費用の一部を支給する制度です。

## (1) 補装具

【児・身・難】

### 1 種類(一部)

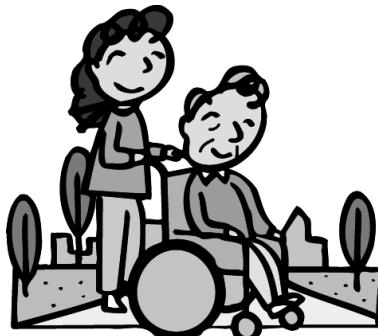
障害区分	種類
視覚障害	盲人用安全つえ 義眼 眼鏡など
聴覚障害	補聴器など
肢体不自由	義肢(義足、義手) 装具 車いす 歩行器歩行補助つえ 座位保持装置など
肢体・音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置など

### 2 申請手続きについて

補聴器、車いす、義手、義足、義眼、意思伝達装置等については、宮城県リハビリテーション支援センターによる判定を受けることになっています。なお、製作・修理後の支給申請は受付できませんので、必ず製作・修理の前に役場保健福祉課にご相談ください。

#### ～手続きの流れ～

※宮城県リハビリテーション支援センターの意見が必要な方  
↓  
支給申請  
↓  
(判定)



↓  
購入または修理  
↓  
(費用負担)  
※自己負担分が出た方は支払  
↓  
公費支払

※自己負担額は、原則として補装具費の1割負担となります。本人及び配偶者(本人が18歳未満の場合は同一世帯員)の課税状況等に応じて負担上限額が設定されます。

※介護保険、医療保険、労災など他の制度から支給される場合には、原則他制度からの支給が優先されます。

### 3 問合せ先

保健福祉課社会福祉係 (☎0226-46-2601)

## (2) 日常生活用具

【児・身・知・精・難】

在宅で生活する障害者の方及び「障害者総合支援法」で定められた難病の方の日常生活の利便を図るため、障害の種類や程度に応じて、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付する制度です。

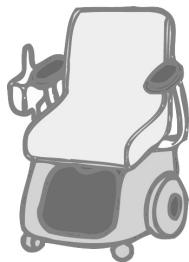
給付額は、用具の購入額の9割とし、購入額が基準額を超えた場合は、超えた金額が自己負担となります。また、世帯の所得の状況により住民税が非課税世帯等は基準額内での購入分については、自己負担がありません。

購入前に手続きが必要ですので、必ず購入前に役場保健福祉課にご相談ください。

なお、介護保険の対象となっている方は、介護保険での給付が優先となります。

※日常生活用具の種類及び本人負担額の詳細については関連情報をご覧ください。

※学齢児とは、小学校就(入)学以降の児童・生徒です。



### 1 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

### ◆日常生活用具の種目及び性能等◆

種 目		障害及び程度	給 付 条 件
介護・訓練支援用具	特 殊 寝 台	下肢・体幹機能障害及び寝たきりの状態にある知的障害・難病患者等	学齢児以上で障害等級1・2級（訓練用ベットは18歳未満）
	特 殊 マ ッ ト		3～18歳未満で障害等級1・2級
	特 殘 尿 器		学齢児以上で常時介護が必要な方
	入 浴 担 架		3歳以上で障害等級1・2級
	体 位 変 換 器		学齢児以上で障害等級1・2級
	移 動 用 リ フ ト		3歳以上で障害等級1・2級
	訓 練 い す		3歳以上で障害等級1・2級
	訓 練 用 ベ ツ ド		3～18歳未満で障害等級1・2級
	工 ア 一 パ ツ ド		下肢又は体幹機能障害1級
	入 浴 補 助 用 具		3歳以上
	便 器		学齢児以上で障害等級1・2級
	歩 行 補 助 つ え	平衡機能・下肢及び体幹機能障害	学齢児以上
	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	3歳以上	
	頭 部 保 護 帽	平衡機能・下肢・体幹機能障害・知的・精神障害	3歳以上で知的A・精神1級で頻繁に転倒する
自立生活支援用具	特 殊 便 器	上肢障害	学齢児以上で障害等級1・2級、知的A
	火 災 警 報 器	身体・知的・精神等	感知及び避難が著しく困難な障害者のみ世帯等
	自 動 消 火 器	視覚障害者	18歳以上の視覚障害者のみ世帯等
	電 磁 調 理 器		学齢児以上で障害等級1・2級
	歩行時間延長信号機用小型送信機		18歳以上の聴覚障害者のみ世帯等
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	18歳以上の聴覚障害者のみ世帯等

種 目		障害及び程度	給付条件
在宅療養等支援用具	透析液加温器 ネブライザー 電気式たん吸引器 酸素ポンベ運搬車 視覚障害者用体温計 (音声式) 視覚障害者用体重計 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	腎臓機能障害 呼吸器機能障害等 身体障害 視覚障害 内部疾患障害者	3歳以上で障害等級3級以上 学齢児以上で障害等級3級以上又は同程度以上 医療保険において在宅酸素療法を行っている 学齢児以上で障害等級1・2級で、視覚障害者のみの世帯等(体重計は18歳以上) 医療保険において在宅酸素療法を行っている。又は人工呼吸器を常時使用
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置 情報・通信支援用具 点字ディスプレイ 点字器 点字タイプライター 視覚障害者用ポータブルレコーダー <sup>1</sup> 視覚障害者用活字文書読み上げ装置 視覚障害者用拡大読書器 視覚障害者用時計 点字図書 聴覚障害者用通信装置 聴覚障害者用情報受信装置 人工喉頭(笛式) 人工喉頭(電動式)	音声若しくは言語機能障害又は肢体不自由 上肢機能障害又は視覚障害 視覚、聴覚障害者 視覚障害 聴覚、発声・言語機能障害 聴覚障害 音声、言語機能障害	発声、発語に著しい障害 パーソナルコンピューターを使用しないと文字を読めない方や入出力装置を必要とする方 18歳以上で障害等級1・2級 学齢児以上で障害等級1・2級 18歳以上で障害等級1・2級、障害のみ世帯等 情報の入手を主に点字による 学齢児以上で発声・発語に著しい障害を有し緊急連絡などの手段が必要 本装置によってテレビの視聴が可能になる 咽頭摘出者で本装置によって発声が可能
排泄管理支援用具	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品) ストーマ用装具(尿路系) ストーマ用装具(消化器系) 收尿器(男性用) 收尿器(女性用)	身体障害 ぼうこう機能障害 直腸機能障害 ぼうこう機能障害	3歳以上で、先天性の身体機能の障害又は治療によって快復の見込みのないストーマ周辺の異常があり、紙おむつを必要とする。また、3歳未満で脳性麻痺等により排尿排便機能障害がある ストーマ造設 脊椎損傷等による排尿障害により、收尿器を必要とする方
住宅改修	居宅生活動作補助用具及び住宅改修費 1.手すりの取付け 2.段差の解消 3.床材の変更 4.扉の取換え 5.便器の取替え 6.その他住宅改修に付帯する住宅改修	身体障害等	下肢・体幹障害で障害等級1・2級

# 13 地域生活支援事業

【児・身・知・精・難】

地域生活支援事業とは、障害を有する方が、能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことを支援する事業です。

## 1 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会提供による作業指導、生活訓練、機能訓練及び社会との交流事業による社会適応訓練等、障害者の実情に応じた支援を受けることができます。

## 2 移動支援事業

外出時の移動が困難である障害者（児）の方は、日常生活において必要とする移動のための支援を受けることができます。（余暇活動は除きます）

## 3 意思疎通支援事業

聴覚障害者等が日常生活において欠くことのできない意思疎通の円滑化を図る必要がある場合に、手話通訳者、要約筆記者などの派遣サービスを受けることができます。

## 4 日中一時支援事業

障害者等を日中一時的に預かり、家族の負担軽減を図るとともに、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の福祉サービスの提供を行います。短期入所に準じた宿泊を伴わない日中の一時預かりのサービスになります。

### 【日中一時支援を利用できる事業所】

- ◎南三陸町
  - ・のぞみ福祉作業所　・にこま～る南三陸
- ◎気仙沼市
  - ・ケアホームめぐみ
- ◎登米市
  - ・特定非営利活動法人どんぐりの家
  - ・若草園　　・若生園　・パルめぐみ
  - ・ラボラーレ登米

## 5 訪問入浴サービス事業

重度の障害のため、居宅での入浴が困難である障害者（児）の方は、移動入浴車による入浴サービスを受けることができます。

### ①対象者

身体・知的・精神いずれかの障害を持ち、常時介護が必要な方

# 14 災害時要援護者登録制度（避難行動要支援者）【児・身・知・精・難】

この制度は、障害者やひとり暮らしの高齢者等で、災害時において支援が必要な方が、地域内で支援を受けられるようにするための登録制度です。

登録された方の情報は、行政区長、民生児童委員、地区消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署で共有し、災害時の支援に役立てます。

## 1 登録対象者

障害者（児）、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、高齢要介護者、外国人、妊婦

## 2 災害時要援護者登録事項

登録項目は、本人の状況（身体、通院、その他特記事項）、顔写真、家族構成、住居の構造、寝室、普段のいる部屋、最寄りの避難所、地域支援者、担当民生委員、住宅の位置など

## 3 登録への同意

災害時において支援を希望する方は、支援を受けるため、行政区長、民生児童委員、地区消防団、社会福祉協議会、警察署、消防署に個人情報を提供することに同意していただきます。

## 4 手 続 き

災害時要援護者登録申請書により役場保健福祉課又は歌津総合支所町民福祉課に申請していただき、その後、聞き取り調査など実施し、登録を行います。

## 5 問合せ先

保健福祉課社会福祉係（☎0226-46-2601）

※「災害時要援護者」という用語が広く定着していますが、県の「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」においては、「避難行動要支援者」及び「要配慮者」の用語が使用されています。



しょう しゃ かん けい だん たい じ ぎょう しゃ  
**15 障がい者関係団体・事業者** 【児・身・知・精・難】

**(1) 障害福祉関係機関**

名 称 住 所 電 話 主 な 内 容				
南三陸町	保健福祉課社会福祉係	〒986-0792 南三陸町志津川字沼田56番地2	☎ 0226-46-2601 FAX 0226-46-4587	障害福祉全般 各種障害者手帳 障害福祉サービス 地域生活支援事業
	保健福祉課健康増進係	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3	☎ 0226-46-5113 FAX 0226-46-4514	保健指導 健康相談 栄養指導 母子保健 成人保健 障害者保健 各種予防接種 感染症予防対策
	保健福祉課こども家庭係	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3	☎ 0226-46-1402 FAX 0226-46-4587	児童扶養手当 特別児童扶養手当
	町民税務課 税務係	〒986-0792 南三陸町志津川字沼田56番地2	☎ 0226-46-1373 FAX 0226-46-5348	税の控除 軽自動車税
	町民税務課 医療給付係・戸籍住民係	〒986-0792 南三陸町志津川字沼田56番地2	☎ 0226-46-1373 FAX 0226-46-5348	障害者基金年金 後期高齢者医療 心身障害者医療費助成
	歌津総合支所 町民福祉課生活福祉係	〒988-0423 南三陸町歌津字朽沢28番地1	☎ 0226-36-3921 FAX 0226-36-2550	各種健康・福祉相談
	南三陸町地域活動支援センター 風 の 里	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3	☎ 0226-46-6441 FAX 0226-46-6442	障害者の自立と社会参加の促進
	南三陸町相談支援センター	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3	☎ 0226-46-6441 FAX 0226-46-6442	各種相談、障害福祉サービスの利用支援、情報提供
宮城県関係機関	宮城県気仙沼保健福祉事務所(保健所) 母子・障害班	〒988-0066 気仙沼市東新城三丁目3番地3	☎ 0226-21-1356 FAX 0226-24-4901	こころの相談 アルコール相談及び家族教室 思春期ひきこもり相談 高次脳機能障害者家族交流会  特定疾患及び小児慢性特定疾病助成申請相談
	宮城県東部児童相談所 気仙沼支所	〒988-0066 気仙沼市東新城三丁目3番地3	☎ 0226-21-1020 FAX 0226-21-1075	18歳未満の療育手帳の巡回相談 や判定(市町村窓口で要予約) 子どもの心身障害、養護、育成相談
	宮城県リハビリテーション支援センター	〒981-1217 名取市美田園二丁目1番地4	☎ 022-784-3587 FAX 022-784-3593	身体障害者手帳及び療育手帳の判定 更正医療の判定 18歳以上の療育手帳の相談(市町村窓口で要予約) 補装具交付修理の専門技術的な判定 高次脳機能障害者支援
	宮城県保健福祉部障害福祉課 社会参加促進班	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番地1	☎ 022-211-2541 FAX 022-211-2597	補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬) に関する相談
	宮城県精神保健福祉センター	〒989-6117 大崎市古川旭五丁目7番地20	☎ 0229-23-0021 FAX 0229-23-0388	こころの相談 精神科診療 精神科デイケア、ひきこもりの相談及び家族会 精神保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)の判定

	名 称	住 所	電 話	主 な 内 容
年 金 ・ 税 金 関 係 機 関	石巻社会保険事務所	〒986-8511 石巻市中里四丁目 7番地31	☎ 0225-22-5115	障害厚生年金 障害手当金
	気仙沼税務署	〒988-0077 気仙沼市古山三丁 目4番5	☎ 0226-22-6780	所得税の控除
	宮城県気仙沼 県税事務所	〒988-0066 気仙沼市赤岩杉ノ 沢47番地6	☎ 0226-24-2121	自動車税減免
	宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	〒987-0511 登米市迫町佐沼字 西佐沼150-5	☎ 0220-22-6111	自動車税減免
就 労 関 係 機 関	宮城障害者 職業センター	〒983-0836 仙台市宮城野区幸 町4-6-1	☎ 022-257-5601 FAX 022-257-5675	就労相談等
	ハローワーク気仙沼 (公共職業安定所)	〒988-0066 気仙沼市東新城一 丁目7番地1	☎ 0226-41-6720 FAX 0226-22-9050	就労相談等
	宮城障害者 職業能力開発校	〒980-0011 仙台市青葉区台原 5-15-1	☎ 022-233-3124 FAX 022-233-3125	職業訓練
	障害者就業・生活支援 センター「かなえ」	〒988-0066 気仙沼市神山5-3	☎ 0226-24-5162 FAX 0226-24-5169	障害者の就労支援、生活支援
そ の 他 関 係 機 関	(宮城県精神保健福祉協会) 心のケアセンター 気仙沼地域センター	〒988-0066 気仙沼市東新城三 丁目3番地3	☎ 0226-23-7337 FAX 0226-25-9881	大震災により、心理的影響を受けた県内在住者が、一日も早く安心して生活できるよう、地域の実情に合わせた支援を行う団体
	宮城県聴覚障害者協会	〒983-0836 仙台市宮城野区幸 町4-6-2	☎ 022-293-5531 FAX 022-293-5532	聴覚障害者の生活、健康、就労相談、手話の学習方法など
	宮城県視覚障害者 情報センター (愛称:みみサボみやぎ)	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 6-5-1	☎ 022-234-4047 FAX 022-219-1642	点字図書、録音テープ、デイジー図書の作成貸し出し聴覚障害者相談・情報提供、手話通訳者及び要約筆記者の養成・研修・派遣
	宮城県発達障害者支援 センターえくぼ	〒981-3213 仙台市泉区南中山 5丁目2-1	☎ 022-376-5306 FAX 022-379-5010	自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、トウレット症候群等を有している方やそのご家族への相談・支援
	南三陸警察署	〒986-0792 南三陸町志津川字 沼田150番地118	☎ 0226-46-3131	駐車禁止除外指定者の申請
	気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合消防本部	〒988-0104 気仙沼市赤岩五駄 鱈43-2	☎ 0226-22-6688 FAX 0226-22-0119	聴覚・音声言語障害者用 119番 ファックス通報
	南三陸町社会 福祉協議会	〒986-0725 南三陸町志津川字 沼田14番地3	☎ 0226-46-4516 FAX 0226-46-4013	日常的金銭管理サービス 福祉サービス利用援助 生活福祉資金貸付など 福祉用具の貸し出し
	南三陸町 身体障害者協会	〒986-0725 南三陸町志津川字 沼田14番地3	☎ 0226-46-4516 FAX 0226-46-4013	身体障害者及び保護者が中心となり、障害者などの交流や障害者福祉の向上を目的とする団体
	愛の手をつなぐ親の会	〒986-0725 南三陸町志津川字 沼田14番地3	☎ 0226-46-4516 FAX 0226-46-4013	知的障害者及び保護者が中心となり、障害者などの交流や障害者福祉の向上を目的とする団体
	おもちゃの図書館 いそひよ	〒986-0782 南三陸町入谷字 鏡石4-1	☎ 0226-46-2601 ※固定電話がありませんので、上記の保健福祉課社会福祉係へ連絡ください。	障害のある子どももない子ども、「おもちゃ」を通じた遊びで交流し、育ちあう場として、共に生きる地域づくりをめざしている団体。

## (2) 県立の主な支援学校

名 称	住 所	電 話
宮城県立視覚支援学校	〒980-0011 仙台市青葉区上杉6丁目5番1号	☎ 022-234-6333 FAX 022-234-7974
宮城県立聴覚支援学校	〒987-0005 仙台市太白区八本末二丁目7-29	☎ 022-248-0648 FAX 022-246-0446
宮城県立聴覚支援学校小牛田校	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1	☎ 0229-32-2112 FAX 0229-32-2112
宮城県立気仙沼支援学校	〒988-0141 気仙沼市松崎柳沢216番地7	☎ 0226-24-3019 FAX 0226-24-4519
宮城県立迫支援学校	〒987-0513 登米市迫町北方字大洞59-10	☎ 0220-22-9484 FAX 0220-22-7628
宮城県立支援学校小牛田高等学園	〒987-0005 遠田郡美里町北浦字船入1	☎ 0229-32-2112 FAX 0229-32-2112
宮城県立金成支援学校	〒989-5171 栗原市金成沢辺小崎87-1	☎ 0228-42-2211 FAX 0228-42-2210
宮城県立古川支援学校	〒989-6203 大崎市古川飯川字熊野87	☎ 0229-26-2338 FAX 0229-26-2486
宮城県立石巻支援学校	〒986-0861 石巻市蛇田字新立野410-1	☎ 0225-94-0202 FAX 0225-94-0206
宮城県立支援学校女川高等学園	〒986-2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神60-3	☎ 0225-50-1088 FAX 0225-50-3430
宮城県立支援学校岩沼高等学園	〒989-2455 岩沼市北長谷字豊田1-1	☎ 0223-25-5332 FAX 0223-25-5333

# しりょうとう

# 16 資料等

## (1) 難病医療費助成制度 (306疾患)

【児・難】

番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	56	ペーチェット病	111	先天性ミオパチー
2	筋萎縮性側索硬化症	57	特発性拡張型心筋症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
3	脊髄性筋萎縮症	58	肥大型心筋症	113	筋ジストロフィー
4	原発性側索硬化症	59	拘束型心筋症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
5	進行性核上性麻痺	60	再生不良性貧血	115	遺伝性周期性四肢麻痺
6	パークリンソン病	61	自己免疫性溶血性貧血	116	アトピー性脊髄炎
7	大脳皮質基底核変性症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	117	脊髄空洞症
8	ハンチントン病	63	特発性血小板減少性紫斑病	118	脊髄膜腫
9	神経有棘赤血球症	64	血栓性血小板減少性紫斑病	119	アイザックス症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	65	原発性免疫不全症候群	120	遺伝性ジストニア
11	重症筋無力症	66	IgA腎症	121	神経フェリチン症
12	先天性筋無力症候群	67	多発性囊胞腎	122	脳表ヘモジデリン沈着症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	68	黄色鞘帯骨化症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	69	後縦鞘帯骨化症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
15	封入体筋炎	70	広範脊柱管狭窄症	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
16	クロウ・深瀬症候群	71	特発性大腿骨頭壊死症	126	ペリー症候群
17	多系統萎縮症	72	下垂体性ADH分泌異常症	127	前頭側頭葉変性症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	73	下垂体性TSH分泌亢進症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
19	ライソゾーム病	74	下垂体性PRL分泌亢進症	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
20	副腎白質ジストロフィー	75	クッシング病	130	先天性無痛無汗症
21	ミトコンドリア病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	131	アレキサンダー病
22	もやもや病	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	132	先天性核上性球麻痺
23	ブリオン病	78	下垂体前葉機能低下症	133	メビウス症候群
24	亜急性硬化性全脳炎	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
25	進行性多巣性白質脳症	80	甲状腺ホルモン不応症	135	アイカルディ症候群
26	HTLV-1関連脊髄症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	136	片側巨脳症
27	特発性基底核石灰化症	82	先天性副腎低形成症	137	限局性皮質異形成
28	全身性アミロイドーシス	83	アジソン病	138	神経細胞移動異常症
29	ウルリッヒ病	84	サルコイドーシス	139	先天性大脳白質形成不全症
30	遠位型ミオパチー	85	特発性間質性肺炎	140	ドラベ症候群
31	ベスレムミオパチー	86	肺動脈性肺高血圧症	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
32	自己貪食空胞性ミオパチー	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	142	ミオクロニー欠神てんかん
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
34	神経線維腫症	89	リンパ脈管筋腫症	144	レノックス・ガストー症候群
35	天疱瘡	90	網膜色素変性症	145	ウエスト症候群
36	表皮水疱症	91	バッド・キアリ症候群	146	大田原症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	92	特発性門脈圧亢進症	147	早期ミオクロニー脳症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	93	原発性胆汁性肝硬変	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
39	中毒性表皮壊死症	94	原発性硬化性胆管炎	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
40	高安動脈炎	95	自己免疫性肝炎	150	環状20番染色体症候群
41	巨細胞性動脈炎	96	クローン病	151	ラスマッセン脳炎
42	結節性多発動脈炎	97	潰瘍性大腸炎	152	P C D H 19関連症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	98	好酸球性消化管疾患	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
44	多発血管炎性肉芽腫症	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	154	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	155	ランドウ・クレファー症候群
46	悪性関節リウマチ	101	腸管神経節細胞僅少症	156	レット症候群
47	バージャー病	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	157	スタージ・ウェーバー症候群
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	103	CFC症候群	158	結節性硬化症
49	全身性エリテマトーデス	104	コステロ症候群	159	色素性乾皮症
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	105	チャージ症候群	160	先天性魚鱗癖
51	全身性強皮症	106	クリオビリン関連周期熱症候群	161	家族性良性慢性天疱瘡
52	混合性結合組織病	107	全身型若年性特発性関節炎	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
53	シェーグレン症候群	108	TNF受容体関連周期性症候群	163	特発性後天性全身性無汗症
54	成人スチル病	109	非典型溶血性尿毒症症候群	164	眼皮膚白皮症
55	再発性多発軟骨炎	110	ブラウ症候群	165	肥厚性皮膚骨膜症

番号	病名	番号	病名	番号	病名
166	弾性線維性仮性黄色腫	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	292	総排泄腔外反症
167	マルファン症候群	230	肺胞低換気症候群	293	総排泄腔遺残
168	エーラス・ダンロス症候群	231	$\alpha$ 1-アンチトリプシン欠乏症	294	先天性横隔膜ヘルニア
169	メンケス病	232	カーニー複合	295	乳幼児肝巨大血管腫
170	オクシピタル・ホーン症候群	233	ウォルフラム症候群	296	胆道閉鎖症
171	ウィルソン病	234	ペルオキソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	297	アラジール症候群
172	低ホスファターゼ症	235	副甲状腺機能低下症	298	遺伝性脾炎
173	VATER症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症	299	囊胞性線維症
174	那須・ハコラ病	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	300	I g G 4 関連疾患
175	ウィーバー症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	301	黄斑ジストロフィー
176	コフィン・ローリー 症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	302	レーベル遺伝性視神経症
177	有馬症候群	240	フェニルケトン尿症	303	アッシャー症候群
178	モワット・ウィルソン症候群	241	高チロシン血症1型	304	若年発症型両側性感音難聴
179	ウィリアムズ症候群	242	高チロシン血症2型	305	遅発性内リンパ水腫
180	A T R-X 症候群	243	高チロシン血症3型	306	好酸球性副鼻腔炎
181	クルーゾン症候群	244	メープルシロップ尿症		
182	アペール症候群	245	プロピオン酸血症		
183	ファイファー症候群	246	メチルマロン酸血症		
184	アントレー・ピクスラー症候群	247	イソ吉草酸血症		
185	コフィン・シリス症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症		
186	ロスマンド・トムソン症候群	249	グルタル酸血症1型		
187	歌舞伎症候群	250	グルタル酸血症2型		
188	多脾症候群	251	尿素サイクル異常症		
189	無脾症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症		
190	鰓耳腎症候群	253	先天性葉酸吸收不全		
191	ウェルナー症候群	254	ポルフィリン症		
192	コケイン症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症		
193	プラダ-・ウィリ症候群	256	筋型糖原病		
194	ソトス症候群	257	肝型糖原病		
195	ヌーナン症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症		
196	ヤング・シンプソン症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症		
197	1 p 36欠失症候群	260	シトステロール血症		
198	4 p欠失症候群	261	タンジール病		
199	5 p欠失症候群	262	原発性高カイロミクロン血症		
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳膜黄色腫症		
201	アンジェルマン症候群	264	無βリボタンパク血症		
202	スミス・マギニス症候群	265	脂肪萎縮症		
203	22q11.2欠失症候群	266	家族性地中海熱		
204	エマヌエル症候群	267	高IgD症候群		
205	脆弱X症候群関連疾患	268	中條・西村症候群		
206	脆弱X症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群		
207	総動脈幹遺残症	270	慢性再発性多発性骨髓炎		
208	修正大血管転位症	271	強直性脊椎炎		
209	完全大血管転位症	272	進行性骨化性線維異形成症		
210	単心室症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症		
211	左心低形成症候群	274	骨形成不全症		
212	三尖弁閉鎖症	275	タナトフォリック骨異形成症		
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	276	軟骨無形成症		
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病		
215	ファロー四徴症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）		
216	両大血管右室起始症	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）		
217	エブスタイン病	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）		
218	アルポート症候群	281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群		
219	ギャロウェイ・モワト症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血		
220	急速進行性糸球体腎炎	283	後天性赤芽球癆		
221	抗糸球体基底膜腎炎	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血		
222	一次性ネフローゼ症候群	285	ファンコニ貧血		
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	286	遺伝性鉄芽球性貧血		
224	紫斑病性腎炎	287	エブスタイン症候群		
225	先天性腎性尿崩症	288	自己免疫性出血病XIII		
226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	289	クロンカイト・カナダ症候群		
227	オスター病	290	非特異性多発性小腸潰瘍症		
228	閉塞性細気管支炎	291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）		

## (2) 障害者総合支援法対象疾患 (332疾患)

【児・難】

難病等の方々は、障害福祉サービス等の対象となります。対象となる方は、下記の疾患で、身体障害者手帳の有無に関わらず必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名	
1	アイカルディ症候群	56	加齢黄斑変性	※※	111 高チロシン血症2型	
2	アイザックス症候群	57	肝型糖原病	112	高チロシン血症3型	
3	IgA腎症	58	間質性膀胱炎(ハンナ型)	113	後天性赤芽球癆	
4	IgG4関連疾患	59	環状20番染色体症候群	114	広範脊柱管狭窄症	
5	亜急性硬化性全脳炎	60	関節リウマチ	115	抗リン脂質抗体症候群	
6	アジソン病	61	完全大血管転位症	116	コケイン症候群	
7	アッシャー症候群	62	眼皮膚白皮症	117	コステロ症候群	
8	アトピー性脊髄炎	63	偽性副甲状腺機能低下症	118	骨形成不全症	
9	アペール症候群	64	ギャロウェイ・モワト症候群	119	骨髄異形成症候群	
10	アミロイドーシス	※	65 急性壊死性脳症	120	骨髄線維症	
11	アラジール症候群	66	急性網膜壊死	121	ゴナドトロピン分泌亢進症	※
12	有馬症候群	67	球脊髄性筋萎縮症	122	5p欠失症候群	
13	アルポート症候群	68	急速進行性糸球体腎炎	123	コフィン・シリス症候群	
14	アレキサンダー病	69	強直性脊椎炎	124	コフィン・ローリー症候群	
15	アンジェルマン症候群	70	強皮症	125	混合性結合組織病	
16	アントレー・ビクスラー症候群	71	巨細胞性動脈炎	※	126 鰓耳腎症候群	
17	イソ吉草酸血症	72	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	127	再生不良性貧血	
18	一次性ネフローゼ症候群	※※	73 大巨動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	128	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	129	再発性多発軟骨炎	
20	1p36欠失症候群	75	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	130	左心低形成症候群	
21	遺伝性ジストニア	76	筋萎縮性側索硬化症	131	サルコイドーシス	
22	遺伝性周期性四肢麻痺	77	筋型糖原病	132	三尖弁閉鎖症	
23	遺伝性膀胱炎	78	筋ジストロフィー	133	CFC症候群	
24	遺伝性鉄芽球性貧血	79	クッシング病	134	シェーグレン症候群	
25	VATER症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群	135	色素性乾皮症	
26	ウィーバー症候群	81	クリップル・トレノナー・ウェーバー症候群	136	自己貪食空胞性ミオパチー	
27	ウィリアムズ症候群	82	クルーゾン症候群	137	自己免疫性肝炎	
28	ウィルソン病	83	グルコーストランスポーター1欠損症	138	自己免疫性出血病XIII	
29	ウエスト症候群	84	グルタル酸血症1型	139	自己免疫性溶血性貧血	
30	ウェルナー症候群	85	グルタル酸血症2型	140	シトステロール血症	
31	ウォルフラム症候群	86	クロウ・深瀬症候群	141	紫斑病性腎炎	
32	ウルリッヒ病	87	クローン病	142	脂肪萎縮症	
33	HTLV-1関連脊髄症	88	クロンカイト・カナダ症候群	143	若年性肺気腫	
34	A T R-X症候群	89	痙攣重積型(二相性)急性脳症	144	シャルコー・マリー・トゥース病	
35	A D H分泌異常症	※	90 結節性硬化症	145	重症筋無力症	
36	エーラス・ダンロス症候群	91	結節性多発動脈炎	※	146 修正大血管転位症	
37	エプスタイン症候群	92	血栓性血小板減少性紫斑病	147	シュワルツ・ヤンペル症候群	
38	エプスタイン病	93	限局性皮質異形成	148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	
39	エマヌエル症候群	94	原発性局所多汗症	149	神経細胞移動異常症	
40	遠位型ミオパチー	95	原発性硬化性胆管炎	150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
41	円錐角膜	96	原発性高脂血症	151	神経線維腫症	
42	黄色靭帯骨化症	97	原発性側索硬化症	152	神経フェリチン症	
43	黄斑ジストロフィー	98	原発性胆汁性肝硬変	153	神経有棘赤血球症	※
44	大田原症候群	99	原発性免疫不全症候群	154	進行性核上性麻痺	
45	オクシピタル・ホーン症候群	100	顕微鏡的大腸炎	155	進行性骨化性線維異形成症	※※
46	オスラー病	101	顕微鏡的多発血管炎	※	156 進行性多巣性白質脳症	
47	カーニー複合	102	高IgD症候群	157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	103	好酸球性消化管疾患	158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
49	潰瘍性大腸炎	104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	※	159 スタージ・ウェーバー症候群	
50	下垂体前葉機能低下症	105	好酸球性副鼻腔炎	160	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
51	家族性地中海熱	106	抗糸球体基底膜腎炎	161	スマス・マギニス症候群	
52	家族性良性慢性天疱瘡	107	後縦靭帯骨化症	162	スモン	
53	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群	108	甲状腺ホルモン不応症	※	163 脆弱X症候群	
54	歌舞伎症候群	109	拘束型心筋症	164	脆弱X症候群関連疾患	
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	110	高チロシン血症1型	165	正常圧水頭症	

■ 新たに対象となる疾病

※対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの ※※対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
166	成人スチル病	222	特発性血小板減少性紫斑病	278	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)※
167	成長ホルモン分泌亢進症	※223	特発性後天性全身性無汗症	279	閉塞性細気管支炎
168	脊髄空洞症	224	特発性大腿骨頭壞死症	※280	ペーチェット病
169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)※	225	特発性門脈圧亢進症	281	ベスレムミオパシー
170	脊髄膜瘤	226	特発性両側性感音難聴	282	ヘパリン起因性血小板減少症
171	脊髄性筋萎縮症	227	突発性難聴	283	ヘモクロマトーシス
172	全身型若年性特発性関節炎	228	ドラベ症候群	284	ペリー症候群
173	全身性エリテマトーデス	229	中條・西村症候群	285	ペルーシード角膜辺縁変性症
174	先天性横隔膜ヘルニア	230	那須・ハコラ病	286	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)※※
175	先天性核上性球麻痺	231	軟骨無形成症	287	片側巨脳症
176	先天性魚鱗癖	※※232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
177	先天性筋無力症候群	233	22q11.2欠失症候群	289	発作性夜間ヘモグロビン尿症
178	先天性腎性尿崩症	234	乳幼児肝巨大血管腫	290	ポルフィリン症
179	先天性赤血球形成異常性貧血	235	尿素サイクル異常症	291	マリネスコ・シェーグレン症候群
180	先天性大脳白質形成不全症	236	ヌーラン症候群	292	マルファン症候群
181	先天性風疹症候群	237	脳膜黄色腫症	293	慢性炎症性脱髓性多発神経炎/多巣性運動ニューロパシー※
182	先天性副腎低形成症	238	脳表ヘモジデリン沈着症	294	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
183	先天性副腎皮質酵素欠損症	239	膿疱性乾癬	295	慢性再発性多発性骨髄炎
184	先天性ミオパシー	240	囊胞性線維症	296	慢性脾炎
185	先天性無痛無汗症	241	パーキンソン病	297	慢性特発性偽性腸閉塞症
186	先天性葉酸吸收不全	242	バージャー病	298	ミオクロニー欠神てんかん
187	前頭側頭葉変性症	243	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	299	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
188	早期ミオクロニー脳症	244	肺動脈性肺高血圧症	300	ミトコンドリア病
189	総動脈幹遺残症	245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	301	無脾症候群
190	総排泄腔遺残	246	肺胞低換気症候群	302	無βリボタンパク血症
191	総排泄腔外反症	247	バッド・キアリ症候群	303	メープルシロップ尿症
192	ソトス症候群	248	ハンチントン病	304	メチルマロン酸血症
193	ダイアモンド・ブラックファン貧血	249	汎発性特発性骨増殖症	305	メビウス症候群
194	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	250	P C D H 19関連症候群	306	メンケス病
195	大脳皮質基底核変性症	251	肥厚性皮膚骨膜症	307	網膜色素変性症
196	ダウン症候群	252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	308	もやもや病
197	高安動脈炎	※253	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	309	モワット・ウイルソン症候群
198	多系統萎縮症	254	肥大型心筋症	310	薬剤性過敏症症候群
199	タナトフォリック骨異形成症	255	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	※※311	ヤング・シンプソン症候群
200	多発血管炎性肉芽腫症	256	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
201	多発性硬化症/視神經脊髄炎	※257	ピッカースタッフ脳幹脳炎	313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
202	多発性囊胞腎	※258	非典型溶血性尿毒症症候群	314	4p欠失症候群
203	多脾症候群	259	非特異性多発性小腸潰瘍症	315	ライソゾーム病
204	タンジール病	260	皮膚筋炎/多発性筋炎	※316	ラスマッセン脳炎
205	単心室症	261	びまん性汎細気管支炎	317	ランゲルハンス細胞組織球症
206	弹性線維性仮性黄色腫	262	肥満低換気症候群	318	ランドウ・クレファー症候群
207	短腸症候群	263	表皮水疱症	319	リジン尿性蛋白不耐症
208	胆道閉鎖症	264	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
209	遅発性内リンパ水腫	265	ファイファー症候群	321	両大血管右室起始症
210	チャージ症候群	266	ファロー四徴症	322	リンパ管腫症/ゴーハム病
211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	267	ファンコニ貧血	323	リンパ脈管筋腫症
212	中毒性表皮壊死症	268	封入体筋炎	324	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
213	腸管神経節細胞僅少症	269	フェニルケトン尿症	325	ルビンシュタイン・ティビ症候群
214	TSH分泌亢進症	※270	複合カルボキシラーゼ欠損症	326	レーベル遺伝性視神経症
215	TNF受容体関連周期性症候群	271	副甲状腺機能低下症	327	レシチコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
216	低ホスファターゼ症	272	副腎白質ジストロフィー	※※328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
217	天疱瘡	273	副腎皮質刺激ホルモン不応症	329	レット症候群
218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	274	プラウ症候群	330	レノックス・ガストー症候群
219	特発性拡張型心筋症	275	プラダー・ウィリ症候群	331	ロスマンド・トムソン症候群
220	特発性間質性肺炎	276	ブリオン病	332	肋骨異常を伴う先天性側弯症
221	特発性基底核石灰化症	277	プロピオン酸血症		

新たに対象となる疾病

※対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの ※※対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

### (3) 身体障害者障害程度等級表

【児・身】

身体障害者障害程度等級表 1

等級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの			
2級	①両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	①両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの ②両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	①両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの  ②両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	①両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害	
6級	1眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ②1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

①同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級となります。(ただし、例外あり)

②肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級となります。

③異なる等級について2以上の重複する障害がある場合について、障害の程度を勘案して当該等級により上の級になることがあります。

④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。

⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものをいいます。

⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。

⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

※太線より上の障害は第1種身体障害者となります。

※後期高齢者医療費制度該当者は1～3級と4級のうち下線がある障害名が対象となります。

身体障害者障害程度等級表 2

等級	肢 体 不 自 由	
	上 肢 機 能 障 害	下 肢 機 能 障 害
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの  ③1上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④1上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③1上肢の機能の著しい障害 ④1上肢のすべての指を欠くもの ⑤1上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの  ②1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③1下肢の機能を全廃したもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したものの ④1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したものの ⑧おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④1下肢の機能の著しい障害 ⑤1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの ⑥1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 ③1上肢のおや指を欠くもの ④1上肢のおや指の機能を全廃したものの ⑤1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害	①1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②1下肢の足関節の機能を全廃したものの ③1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	①1上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて1上肢の2指を欠くもの ③ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能を全廃したものの	①1下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②1下肢の足関節の機能の著しい障害
7級	①1上肢の機能の軽度の障害 ②1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ③1上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて1上肢の2指の機能の著しい障害 ⑤1上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥1上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②1下肢の機能の軽度の障害 ③1下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 ④1下肢のすべての指を欠くもの ⑤1下肢のすべての指の機能を全廃したものの ⑥1下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

身体障害者障害程度等級表 3

等級	肢 体 不 自 由		
	体 幹 機 能 障 害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
		上 肢 機 能	移 動 機 能
1級	体幹の機能障害により座っている ことができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	①体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上る ことが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障害により歩行が困難なものの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの
4級		不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障害者障害程度等級表 4

等級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

## (4) 障がい者(児)サービス事業所・施設等

平成28年2月末現在

市町村名	施設名称	所 在 地	電話番号	サービス種類													
				居宅介護	重度訪問介護	行動援助	同行援護	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労移行支援A型	就労移行支援B型	共同生活援助	施設入所支援	短期入所	地域移行支援	地域定着支援
南三陸町	希望が丘	歌津字管の浜80-4	0226-36-4425											○			
	セントケア南三陸	戸倉字町44-3	0226-47-3077	○	○												
	相談支援事業所ぱらそる	入谷字鏡石4-1	0226-28-9071														○
	のぞみ福祉作業所	志津川字沼田56-3	0226-46-5129					○									
	南三陸町相談支援センター	志津川字沼田14-3	0226-29-6441													○	○
	南三陸町ヘルパーセンターマごころ	歌津字舟沢28-1	0226-47-2150	○	○												
気仙沼市	アットホームオレンジ	大林18-1	0226-25-8959											○			
	株式会社みやぎ介護センター 気仙沼営業所	神山5-13 佐々木写真館神山スタジオ	0226-23-4474	○	○		○										
	キングス・タウン総合相談室	三日町三丁目1-1	0226-24-3069														
	キングス・ビレッジ相談支援室	松崎面瀬17-1	0226-25-7882												○	○	○
	グループホーム ラ・マンチャ	上田中1-1-21	0226-22-8185											○			
	ケアホーム めぐみ	本吉町津谷館岡148-10	0226-43-2411											○	○		
	気仙沼市障害者生活支援センター	神山5-3	0226-24-5141												○	○	○
	気仙沼市松峰園	松崎柳沢216-8	0226-23-9922							○		○					
	気仙沼市ホームヘルプサービス事業所	松川前154-2	0226-23-7117	○													
	気仙沼市みのりの園	本吉町中島358-1	0226-42-3730					○									
	幸町プランチ	松崎面瀬17-1	0226-23-2535										○				
	就労サポートセンター とれいん	南郷2-7 南郷会館105号室	0226-25-9123							○							
	障害者支援施設 只越荘	唐桑町只越346-17	0226-31-2131					○						○			
	松峰園相談支援センター	松崎柳沢216-8	0226-23-9922														○
	白浜荘	唐桑町馬場70-2	0226-32-2254											○			
	身体障害者短期入所事業 只越荘	唐桑町只越346-17	0226-31-2131												○		
	生活介護事業所只越荘	唐桑町只越346-17	0226-31-2131					○									
	相談支援事業所 ふあみりースペース陽だまり	新町5-18	0226-28-9968												○	○	○
	第二高松園	唐桑町只越366-5	0226-32-3055					○						○	○		
	高松園	唐桑町浦195	0226-32-4143					○						○	○		
	短期入所ほっぷ	本吉町登米沢105-1	0226-25-7710												○		
	つばさ	松崎五駄舎112-5	0226-23-3115											○			

市町村名	施設名称	所在 地	電話番号	サービス種類														
				居宅介護	重度訪問介護	行動支援	同行援助	同介護	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労移行支援A型	就労移行支援B型	共同生活援助	施設入所支援	短期入所	地域移行支援	地域定着支援
気仙沼市	ハック訪問介護ステーション	上田中二丁目6-4	0226-23-0520	○														
	ヘルバーステーションもとよし	本吉町津谷松岡106	0226-31-1105	○	○													
	H O P E G A R D E N 気仙沼	田中前三丁目1-23	0226-25-7679								○							
	訪問介護ステーションからくわ	唐桑町石浜282-3	0226-31-2051	○	○	○												
	ほっとオレンジ	東新城二丁目5-4	0226-25-7515													○	○	○
	夢の森	赤岩大滝2-1	0226-25-3445						○									
	ワークショップひまわり	赤岩牧沢38-3	0226-24-8255									○						
登米市	ワークショップふれあい	唐桑町石浜298-12	0226-32-3101									○						
	恵泉会ケアホーム・グループホーム	中田町浅水字長谷山352-2	0220-34-7901									○						
	恵泉会地域生活支援センター	迫町佐沼字中江一丁目10-4	0220-21-1011											○	○	○		
	恵泉会ヘルバーステーション	迫町佐沼字江合三丁目16-2	0220-22-1103	○	○	○												
	株式会社 宮城登米広域介護サービス	迫町佐沼光ヶ丘140-2	0220-23-2345	○	○	○												
	グループホームさくらおか	米山町桜岡大又232-2	0220-55-5160									○						
	広域介護サービス東和	東和町錦織字大町8-1	0220-53-3501	○	○	○												
	広域介護サービス登米	登米町寺池桜小路89 桜テラス	0220-53-7201	○	○	○												
	さくらワークス	東和町米川字西網木6-1	0220-45-2280									○						
	しいたけランド	南方町雷170	0220-44-4250								○							
	児童サポートセンター「パンピ」	中田町上沼字大柳117-2	0220-34-7354												○			
	社会福祉法人 登米市社会福祉協議会	迫町北方字大洞45-3	0220-21-6310									○						
	すけっとホーム	石越町南郷字小谷地前1-1	0228-35-5055									○		○				
	すべてっぷ	石越町南郷字小谷地前1-1	0228-35-5056							○	○							
	セントケアはさま	迫町佐沼字錦170 坂本店舗 1F	0220-22-3191	○	○													
	第三はんとく苑	米山町字桜岡貝待井34-3	0220-55-3561					○										
	第二はんとく苑	米山町字善王寺相ノ101-1	0220-55-2727					○										
	特定非営利活動法人 どんぐりの家	南方町新一ノ曲623-1	0220-58-4243					○					○					
	特別養護老人ホーム ~ Secure ~	迫町新田狼ノ欠20-420	0220-44-4391											○				
	登米市社協障害者ケアホーム「カーサにしき」	迫町佐沼字錦234-1	0220-23-9632											○				
	登米市社協豊里福祉作業所工房なかま	豊里町新町9-9	0225-76-1606								○							

市町村名	施設名称	所 在 地	電話番号	サービス種類														
				居宅介護	重度訪問介護	行動援助	同行援護	同行援護	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労移行支援A型	就労移行支援B型	共同生活援助	施設入所支援	短期入所支援	地域移行支援	地域定着支援
登米市	登米市社協南方福祉作業所 あやめ園	南方町山成188-3	0220-58-3374						○				○					
	登米市社協米山訪問介護事業所	米山町西野字古廻館8	0220-55-2644	○	○													
	登米大地	迫町新田字山居38-1	0220-29-4155								○		○					
	登米地域福祉事業所 心りっぷる	米山町善王寺石神16-7	0220-23-9113								○		○					
	ドリーム農園	南方町大森前86-1	0220-23-7584									○						
	迫風園	迫町北方字大洞56-6	0220-22-1020												○			
	はんとく苑	米山町字桜岡貝待井 34-1	0220-55-2727						○					○				
	パルめぐみ	迫町佐沼字江合三丁目 16-2	0220-22-1102						○									
	ふらっと	米山町善王寺相ノ田 101-1	0220-55-4040															
	ポレボレ	石越町南郷字小谷地前 1-1	0228-35-5055													○	○	○
	南風園	南方町高石6-43	0220-58-4777												○			
	有限会社はさま看護婦・家 政婦紹介所	迫町佐沼字中江二丁目 21	0220-22-8064	○	○													
	有限会社 ふれあい	迫町佐沼字梅ノ木二丁 目6-8	0220-23-2702	○														
	若草園	東和町米川字町裏 120-1	0220-53-4611						○					○		○		
	若葉園	東和町米川字西網木 23-16	0220-45-2223								○		○					
	若生園	東和町米川字西網木24	0220-45-2224						○						○	○		
	ラボラーレ登米	迫町新田字対馬51-7	0220-29-4311						○	○	○	○	○					
在宅障害者多機能支援施設 ラボラーレ	在宅障害者多機能支援施設 ラボラーレ	桃生町中津山字八木54	0225-79-2071						○	○	○	○						
	“十夢” 中央	千石町4-8	0225-95-4834										○					
	トータルサポートセンター みんなの夢広場	鹿妻南一丁目16-17	0225-23-5630												○			
	デイサービスセンター 桜・さくら	水押二丁目9 市営住宅4号棟12	0225-98-3457									○						
	夢みの里 こもれび	和渕字笈入13-2	0225-86-3045										○					
	ワークスつばさ	沢田字広見山13-1	0225-25-0757									○						

市町村名	施設名称	所 在 地	電話番号	サービス種類			
				放課後等デイサービス	児童発達支援	保育所等訪問支援	障害児相談支援
南三陸町	子ども広場 にこま～る南三陸	入谷字鏡石4-1	0226-28-9071	○	○		
	相談支援事業所ぱらそる	入谷字鏡石4-1	0226-28-9071				○
	にじのわ歌津	歌津字田表36-1	0226-25-9951	○	○		
	南三陸町相談支援センター	志津川字沼田14-3	0226-29-6442				○
気仙沼市	オレンジキッズ	東新城二丁目5-4	0226-22-6471	○			
	オレンジティーンズ	三日町二丁目2-15	0226-22-6723	○			
	キングス・ビレッジ相談支援室	松崎面瀬17-1	0226-25-7882				○
	気仙沼市障害者生活支援センター	神山5-3	0226-24-5161				○
市	気仙沼市マザーズホーム	松崎柳沢216-8	0226-22-6683	○	○		
	松峰園相談支援センター	松崎柳沢216-8	0226-22-9244				○
	相談支援事業所ふあみりースペース陽だまり	新町5-18	0226-28-9968				○
	放課後等デイサービスすろーらいふ	台249-3	0226-25-7281	○			
登米市	ほっとオレンジ	東新城二丁目5-4	0226-25-7515				○
	ほっぷ	本吉町登米沢105-1	0226-25-7710	○			
	めぐみ・キッズハウス	本吉町猪の鼻182-4	0226-43-2411	○			
	子ども広場 にこま～る中田	中田町上沼字西桜庭32-1	0220-44-4171	○	○		
登米市	児童サポートセンター「バンビ」	中田町上沼字大柳117番地2	0220-34-7354				○
	社会福祉法人 恵泉会	迫町佐沼字中江一丁目10-4	0220-21-1011				○
	登米市児童発達支援センターこじか園	中田町上沼字大柳117番地2	0220-34-7351	○	○	○	
	ふらっと	米山町善王寺相ノ田101-1	0220-55-4040				○
	放課後ケア北斗の星☆	迫町森字西表224-1	0220-23-7808	○			
	放課後等デイサービス ぽっかぽか	米山町字善王寺石神16-7	0220-23-9113	○			
	ポレポレ	石越町南郷字小谷地前1-1	0228-35-5055				○

このしありは、平成28年3月現在で作成しています。  
その後、内容が改正されることがありますので、ご注意下さい。  
詳しくは記載している各担当窓口にお問合せ下さい。

表紙絵:のぞみ福祉作業所 田中 完信さん

難聴により身体障害者手帳をお持ちの田中完信さん  
(81歳)の作品です。  
田中さんは現在のぞみ福祉作業所に通所しています。